

原発ゼロを
めざす中央集会

日時：6 月 2 日 (日)
11:00~
場所：明治公園

ちば労連

ホームページ <http://chibarouren.jp/> メール chibarouren@axel.ocn.ne.jp

第 258 号 URL 版 2013 年 5 月 31 日

発行 千葉県労働組合連合会

〒260-0854 千葉市中央区長洲 1-10-8 自治体福祉センター

電話 043(225)5576 FAX 043(221)0138

発行人 本原康雄 定価 20 円

【1 面】

「憲法守れ」の声高らかに

第 84 回千葉県メーデー

労働者の祭典、第 84 回メーデーが 5 月 1 日、新たな政治情勢のもと「消費税増税・TPP 参加反対」「震災の早期回復・原発ゼロ」「憲法改悪・戦争する国づくり反対」を掲げて開催。ディーセントワーク実現など労働者の切実な諸要求実現とその実現にむけた政治の転換をめざすメーデーとしてとりくまれました。千葉中央公園で行った中央メーデーは 1500 人が参加し、その他会場の柏には 735 人、船橋 450 人、松戸 350 人、市原に 120 人が集結しました。



賃上げ求め、千葉市内を行進

うたごえのオープニング、開会あいさつのあと、主催者あいさつに立った千葉労連・松本悟議長は「格差と貧困が広がり二極化が進んでいる。円安効果で大企業はもうけている一方で、燃料高で庶民は泣いている。それがアベノミクスの実態だ」と安倍政権を批判しました。

来賓の千葉県労働商工部の佐藤忠信部長、千葉県憲法会議の高橋勲弁護士、千葉市中央地区商店街協議会の鈴木喜久相談役からもあいさつをいただきました。

不安定雇用なくし若者が希望の持てる国に

政党からは、日本共産党の寺尾さとし氏が、

安倍政権の暴走、矛盾、行き詰まりを指摘。全国で怒りの声広がっていること、憲法改正に執念を燃やす政治を根本から転換するべきであるとのべ、来る参議院選挙で国民の願いが叶う政治を実現しようとあいさつしました。

また、12 日告示、26 日投票でおこなわれる千葉市長選挙に「新しい千葉・みんなの会」から立候補した、くろす康代氏が登壇。雇い派遣で働く人々の実態を報告し「明日の仕事があるかわからない、不安定雇用に希望は持てません。交通費も支払われないという青年の話も聞きました。成長戦略だといいいながら解雇するのは許せません。働く権利を守り安心して暮らせる日本にするためにがんばります」と出馬を表明し大きな声援を受けました。

船橋会場では、同じく 6 月の市長選挙に立候補予定の、さいとう和子氏が参加し決意表明をしました。

要求掲げ市内をパレード

会場内は、「賃金上げろ」「普天間基地即返せ・米軍は帰れ」「看護師をふやして・ゆきとどいた看護を」など、各団体が思いを込めた横断幕で訴え、プラカードコンテストにエントリーした色とりどりの作品でにぎわいました。

青年のダンスパフォーマンスのあと、参加団体を代表した決意表明があり、最後に参加者全員で「憲法守れ」のメッセージの書かれたカードを元気よく掲げて閉会し、市内をパレードしました。

参加者の声

国土交通労働組合 宮内将彰さん

私も「国家公務員賃下げ違憲訴訟」の原告です。大震災で損傷した利根川の堤防復旧のため、連日深夜まで働きました。しかし、使用者である国は「震災復興のため」と一方的に賃下げをしてきました。安倍首相は経済界に賃上げ要請する一方で民間に影響を与える公務員の賃下げを進めています。誰もが安心して生活できる賃金が得られるような判決が出てほしいです。

千葉西民主商工会 真庭武さん

なんといってもいま景気が悪すぎる。不況が長く続きすぎていて、民主商工会の活動も元気がなくなってきてしまっている。そんな中でもメーデーに参加すると他の団体からの元気な声が聞けて、自分たちも元気をもらい、またがんばっていこうと力をもらえる。一緒に団結してがんばっていきましょう。

千葉土建 佐藤治夫さん

よそに先がけて除染作業者特別教育を約 40 名で受講。その中から作業の参加者を募集し、市からの業務委託を受け作業を行っています。

私が実際に事前調査で訪問した方々は、幼稚園までのお子様がいる家庭でしたので「線量の高い所はすぐにでも取り除いてください」と 8 割以上の方が放射線の見えない恐怖に不安を感じていました。

作業後に市民の方から笑顔で『ご苦労様』と言っていたとき、私たちも笑顔になりました。

建交労 押田薫さん

去年、中央高速道で高速バスの大事故が起き、ひどい労働条件で働いている実態が明るみになった。現場は事故が起きてからでは遅いと感じる。トラック業界は相変わらず悪い。給与について、各種手当を複雑にして賃金を低く抑える構造になっている。政治家には無駄をなくし、まじめに国民の生活が良くなる様に取り組んでほしい。

千葉県医労連 福隅雄大さん

労組の専従になって、初めてのメーデー参加です。TPP は、日本の医療・介護を、アメリカの保険会社などに儲けの市場として売り渡すもので、絶対に認めるわけにはいきません。こうした動きと連動して、安倍内閣は医療・介護



船橋地区メーデー (450人)



市原地区メーデー (120人)



柏地区メーデー (735人)



松戸地域メーデー (350人)

の規制緩和、株式会社化も狙っています。こんなデタラメな政治を、力を合わせて変えていかなければ！

波濤

5月5日東京ドームに大歓声がわいた。この日、長嶋茂雄、松井秀喜両氏へ国民栄誉賞が授与された。長嶋氏は記録よりも多くの国民に夢と感動と希望を与えた記憶に残るプレーが称えられての受賞である。巨人ファンでなくとも、長嶋、松井両氏の姿にはぐっとくるものがあった。が、それを一気に冷めさせたのが安倍首相。なぜこの時期に受賞発表なのか？なぜ首相官邸ではなく東京ドームで表彰式を行うのか？また始球式では球審を務めたがその背番号は96。消費税増税・原発・TPPなど問題山積みの日本経済。国民は政治家の人気とりのための記憶を残したいわけではない。本当の意味での記憶に残る政治を求む。



【2面】

改憲策動を許すな 今こそ憲法を活かすとき

5.3 憲法集会

日本にあって日本の憲法が適用されない地域があると言われたのは、記念講演の講師小林武さん（沖縄大学客員教授・弁護士）です。小林さんは1959年の宮森小学校米軍機墜落事故でこんな不条理をなくしたいと沖縄に心を寄せて活動してこられました。

サンフランシスコ講和条約の発行を記念して4月28日に「主権回復記念式典」が行われましたが、これも沖縄にとっては「屈辱」です。この講和条約と同日、日米安保条約の調印・発行があり米軍駐留が続きました。そして、沖縄・奄美・小笠原を永久にアメリカの統治下に置くことが決められたのです。その後の本土復帰闘争は平和憲法のもとで生きようとする選択を意味していました。

安倍政権は、沖縄の人々が「人間として生きること不可欠」なものとして求めた憲法を「みっともない憲法」としてこれを廃棄し、全く違うものに変えようとしています。日本国憲法は、世界各国の憲法の平和主義より一歩先を歩む平和憲法です。この平和主義の真髄は非暴力・不服従、非武装の抵抗という根本的な姿勢で問題を平和的に解決する努力を尽くし、国民の安全確保を実現することです。

改憲の最初の標的は96条で改憲手続きを緩和することです。「反対が1/3を超えただけで改憲できない」といいますが、議院内閣制の日本は衆議院の1/2は政権与党です。政権の都合で憲法が変えられてしまいます。ここが今の焦点です。改憲派の中にも賛同しない人がいます。世界を見渡しても改憲



沖縄での運動を絡めて講演する小林武さん

手続きは厳しいものです。96 条を守る一点で共同を広げ、改憲策動を許さず今こそ憲法を活かしていきましょう。

公務委員賃金の削減ノ一

撤回求め県知事要請行動

震災復興財源の為と、国家公務員には去年 4 月から 2 年間、平均 7.8% の賃下げが行われています。来年 4 月から消費税率 8% の引き上げの前に、政府は「国民に示す必要」と、地方公務員にも国と同様の賃金引下げを求めています。

4 月 27 日の新聞報道では県は政府要請を受け、県職員給与 7.8% 引き下げする方針を発表しました。労働組合と協議がなされる前、突然この様に大きく取り上げられることに驚きと戸惑いがあります。

森田県知事は震災直後の平成 23 年 5 月 26 日の記者会見で「千葉県は被災地、県職員はより一層頑張ってもらわなくては困るので現状維持でいく。(給与削減で)士気が落ちるようなことがあってはならない」と表明、去年 2 月の県議会でも「現時点で考えていない」と答弁しています。

千葉労連・県公務労組連絡会は 4 月 30 日『森田知事による県職員への不当な国の「賃下げ特例措置」の押しつけ提案を撤回し、すべての労働者の賃金・雇用改善で不況打開を求める県知事要請行動』を実施しました。民間労組からも参加を募り、総勢 20 名近くの要請団を組みました。



賃下げ撤回を要求

千葉労連松本議長は県へ 職員の賃下げの撤回、新聞発表による既成事実づくり、人口減少が進み経済に悪影響の 3 つを抗議しました。県公務労組連絡会の山谷議長は、国家公務員の賃下げに関して東京地裁で争っている現状を説明し、改めてこの賃下げは不当であると訴えました。参加者からも「知事は毅然と対応を」「民間への影響が心配」など意見が出ました。対応した県庁担当者は「お答えする立場にない」「お話を聞くだけ」と応答を繰り返し、「この件は知事に伝えます」と要請を切り上げました。

県は条例改正案を 6 月議会に提出し、可決すれば 7 月から来年 3 月までの賃金削減が実施されます。

労働相談 1 ヶ月 ~ 傷病補償年金に不支給通知 ~

「労災の不支給通知が届いたがどうすればいいのか」こんな相談が来ています。

話を聞いてみると「労災」ではなく「傷病補償年金」の不支給通知であることがわかり、制度の説明を行い納得してもらいました。実際、労災事故が治らず補償を受けている期間が長くなると、補償が打ち切られるのではないかと不安がいつもあり、そんな時期に「不支給通知」が届いてびっくりしての相談でした。そこで労災補償の打ち切り問題と傷病補償年金の不支給問題の違いを確認しておきます。

傷病補償年金は、業務または通勤が原因となった負傷や疾病の療養開始後 1 年 6 か月を経過した日またはその日以後、その負傷または疾病が治っていないこと。その負傷または疾病による障害の程度が傷病等級表の傷病等級に該当すること。の要件に該当するとき、傷病補償年金（業務災害の場合）または傷病年金（通勤災害の場合）が支給されることとなります。なお、支給・不支給の決定は、所轄の労働基準監督署長の職権によって行われますので請求手続きはありません。そのため、突然「不支給」通知が届き相談の電話となった判断されます。

労災補償の打ち切りは、業務災害と認定されている負傷や疾病が「治ゆまたは症状固定」と判断されて通知が届いた場合を言い、休業補償請求などに対して不支給決定が行われることを言います。なお、「症

状固定」の判断をめぐってトラブルになることがあります。症状に変化がなく、同じ内容の治療が続いている場合、通院が中断している場合などが認められると症状固定と判断されることとなりますので注意しましょう。 【中林】